

防災活動計画書の一例
災害発生時の防災活動マニュアル

地区自主防災隊

1. 発災時行動基準

- (1) 発災直後、各家庭においては、先ず身体防護処置を行った後、家族の安全を確認し、しかる後、発火防止等の処置を行う。この際、できるだけ近隣への声掛けを行うとともに負傷者等の発生があれば、協力して救出にあたる。
- (2) 震度 5 弱以上の地震が発生した場合、本隊の班長以上の役員は事務局に集合する。その際、移動経路に沿う地域の被害状況等の情報収集に留意する。
- (3) 隊員は、付近の危険箇所等の被害状況を隊長に報告する。
- (4) 事務局に集合した役員から順次、市等防災関係機関等との連絡、情報の収集・伝達に当たる。
- (5) 災害の被害等により、事務局が使えない場合、隊長は速やかに臨時の事務局の開設を決定し、役員に連絡、市等防災関係機関に通報しなければならない。

2. 各班の行動基準

- (1) 消火班 消防機関が到着するまでの初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 救出救護班 地区内で生じた被害者の早期救出を行う。必要がある場合は消防機関等に出動を要請する。また、負傷者の応急手当を行い、医療機関や救護所に搬送する。
- (3) 要援護者班 発災後、速やかに要援護者の安否を確認し、状況に応じて一次避難所への避難を誘導する等要援護者の避難行動を援助し、次いで避難所への避難を援助する。避難所においては要援護者の避難生活を円滑ならしめるよう所要の支援を行う。
- (4) 情報連絡班 市等防災機関等からの情報及び指示等を住民に正確に伝達するとともに地域内の被害や避難の状況を市等へ報告・通報する。
- (5) 避難誘導班 一次避難所において安全確認を行うとともに、避難所まで住民を

迅速且つ安全に誘導し、避難の完了を情報班へ通報する。避難所へ到着後は、関係機関等と連携して避難所の運営に協力する。

- (6) 給食給水班 炊き出し、飲料水の確保にあたる。必要に応じ、食料品や救援物資の効果的な受け入れ、配給を行う。
- (7) 警戒班 1次避難所、市指定避難所及び避難路並びに地区内の主要道、危険箇所等の警戒にあたり、得た情報を隊長(情報班)に通報する。

3. 共通事項

(1) 災害通信連絡網

- ・ 隊長と市等防災機関(危機管理室、消防機関)間

- ・ 隊長と副隊長・防災委員・各班長間

(2) 保有防災資器材の状況

(3) 備蓄品等の状況

平常時の防災活動計画書

平成 年度地区自主防災活動計画書

地区自主防災隊

月	活 動	備 考
4月	総会 初期消火訓練、防災資器材の取扱い操作普及	役員会
5月	防災マップ(地図)作成	
6月	災害時要援護者基礎資料収集	
7月	災害時要援護者基礎資料収集	役員会
8月	防災知識の普及パンフレット配布	
9月	防災講話の実施 班別防災訓練の実施 市の防災訓練に参加	
10月	災害時要援護者基礎資料収集	役員会
11月	避難誘導・給食給水等地域総合防災訓練の実施	
12月	年末交通事故防止・火災予防運動に参加	
1月	文化財防火デー訓練参加 市の防災講話参加	役員会
2月	災害時要援護者基礎資料収集	
3月	防災講話の実施 各班による年度防災活動計画の見直し 地域防災活動計画書の見直し及び次年度計画書の起案	役員会